

## 二条院讃岐の実人生 (四)

——後半生を中心に——

伊佐迪子

〔抄録〕

本編では二条院讃岐の四十五歳から四十六歳までの実人生を検証した。鎌倉幕府成立後の朝廷は頼朝の意向に従い、頼朝の度重なる意向で兼実に摂政が宣下された。それにつれて兼実息の良通には内大臣を、次男の良経は二位中将へと昇進し、兼実家は家門の繁栄を見ることになった。

一方では姫君の入内を念頭に、兼実は入内の際に対応できる兼実家の家経営を整えた。篤い信頼を置く讃岐の働きに期待して、対内的には「家宣旨」に付け、対外的には女房政所の長として

「北政所」に付けた。このように内外ともに兼実の秘書役として、讃岐は期待され大役を担うことになった。しかし、兼実の体調不良に加えて良通の健康状態もまた不安定であり、兼実家を支える讃岐は更に重責を負うことになった。

それらを見通しているのだろうか、讃岐と良通との間柄はお互いに相手を思いやって接触を保っているように見受けられる。

キーワード 家宣旨、北政所、家経営、摂政、良経

はじめに

本稿では十三年目から十四年目までの二年間を検証する。これまでの十二年間は兼実の厚い信頼のもとに誠意をもって兼実家や兼実をそとして良通を支え、兼実の傍らにあって献身的に尽くしてきた讃岐である。

(既に検討した二条院讃岐の実人生は拙稿をご参照いただきたい。)

世は大きく変化し、京は東国武士の支配下におかれ、摂政や関白の任命も鎌倉幕府の頼朝の意向を反映して兼実は氏長者となり、摂政の地位に就いた。兼実家の家経営が本格的に稼働し始め、兼実息・良通は内大臣を拝命し、次男良経も二位中将へと昇進した。本稿では良通の動向と健康状態にも注意して検証を進めて行きたい。

和歌や詩歌の会は影を潜め、兼実家では俊成との交流が密やかに続

いていたように見受けられる。讃岐が和歌を勉強する機会があったのであろうか。(本稿において二条院讃岐を讃岐とのみ表記する)

(13) 文治二年(一一八六) 讃岐四十五歳 兼実三十八歳

姫君十四歳 良通二十歳 良經十八歳

一月九日 被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>内覧宣旨<sub>一</sub>之後、始所<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>吉書<sub>一</sub>也、

一月十六日 申<sub>レ</sub>剋大将頓病、辛苦太難<sub>レ</sub>堪、終日無<sub>二</sub>平滅<sub>一</sub>、終夜

大将惱乱、臨<sub>二</sub>暁天<sub>一</sub>猶不<sub>レ</sub>滅、俛所<sub>レ</sub>々修<sub>二</sub>諷誦<sub>一</sub>、

此日、俊成送<sub>二</sub>一首<sub>一</sub>、

俊成歌 アサヒサスカスカノ峰ノマツノウレヲ

ウレシサイカニ思トカシル

余返歌 シラサリシウレシカルヘキアサヒトモ

アトナキ峰ヲテラスト思ハ

一月十七日 寅剋許、大将加<sub>レ</sub>灸治、依<sub>二</sub>苦痛無滅<sub>一</sub>也、後即落居、

一月十九日 大外記頼業持<sub>二</sub>来政始日時勘文<sub>一</sub>、職事兼時伝<sub>二</sub>覽之<sub>一</sub>、

一月廿一日 左大辨定長来、申<sub>二</sub>吉書<sub>一</sub>、余依<sub>二</sub>風病<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>遇、

一月廿二日 今夜戌刻地震、

一月廿七日 入<sub>レ</sub>夜大藏卿宗頼初参、頼朝推<sub>二</sub>挙萬人之内<sub>一</sub>、

申<sub>二</sub>任大藏卿<sub>一</sub>了、

兼実家へ入って十三年目の讃岐である。一月九日、兼実は内覧宣旨の後初めて吉書を見る。十六日、良通が突然に発病し、兼実家は混乱する。俊成から兼実へ祝賀の一首が送られて来たので、兼実が返歌を

している。十七日、まだ苦しんでいる良通に、灸治を加え正気に戻した。廿一日、朝廷の使が連日訪れるが、体調不良の兼実は面会せず家司職事を使っている。廿二日、依然として地震が続く。廿七日、頼朝推挙の宗頼が初参し兼実家の家司となる。

二月九日 中御門大納言被<sub>レ</sub>来、大将習<sub>二</sub>催馬楽<sub>一</sub>、(葛城)

二月十日 小兒於<sub>二</sub>八条院御所<sub>一</sub>差日、(五十日百日一度食之、

余并大将等例也)

乳母宗頼朝臣妻勤<sub>二</sub>陪膳<sub>一</sub>、女院令<sub>レ</sub>食<sub>二</sub>之<sub>一</sub>給、

二月十五日 入<sub>レ</sub>夜向<sub>二</sub>堂女房同前<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>法印行<sub>二</sub>廿五三昧<sub>一</sub>也、

二月廿四日 九条小堂修二月也、大将参入、三位中将参任、

女房及大将女房同車参入、事了帰来、

二月廿六日 頼朝申状其趣、下官猶可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>撰政之趣<sub>一</sub>云々、

二月廿七日 院仰云、除目事一向為<sub>二</sub>下官之沙汰<sub>一</sub>、

二月九日、良通が催馬楽を修習。十日、兼実の小兒に宗頼妻を乳母として八条院の御養子と成し、五十日百日の御食初儀が行われている。

十五日、兼実と讃岐が慈圓の廿五三昧に聴聞参入。廿四日、九条堂の

修二月には良通と良經の付添いで、讃岐と良通妻とが同車で参入。廿

六日、頼朝はなお兼実を撰政にとの意向である。廿七日、院も除目は

全責任をもって執行せよとの仰せである。

三月五日 故女院御月忌也、其事了後、法印被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>法恩講<sub>一</sub>、

次密々被<sub>レ</sub>講<sub>二</sub>詠歌<sub>一</sub>、大将中将同詠<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、深更帰来、

三月六日 大外記頼業来、大将習<sub>レ</sub>左伝、

三月九日 今曉女房夢云、十一二日之間可有<sub>レ</sub>吉慶云々、

三月十日 大外記頼業、授<sub>レ</sub>左伝於大将、宗方来、授<sub>レ</sub>樂於大将、

三月十三日 大外記頼業持<sub>レ</sub>来氏長者宣旨、

三月十五日 左近番長秦兼次来、自<sub>レ</sub>院所<sub>二</sub>下賜也、給<sub>レ</sub>女房御衣、

件男於<sub>レ</sub>院殊為<sub>レ</sub>御糸惜之者、又舍人之中筆強也、

三月十六日 被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>撰政詔、兵仗勅、己後申<sub>二</sub>拜賀於所々、未刻、

自<sub>レ</sub>院賜<sub>レ</sub>御牛、

今日可<sub>レ</sub>補宣旨、而讚岐遭<sub>レ</sub>母喪、為<sub>レ</sub>中陰之内、

仍不<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>之、頗遺恨、追補<sub>レ</sub>之何事之有哉、

三月廿四日 始見<sub>レ</sub>厩馬、光長相<sub>レ</sub>具馬九疋<sub>二</sub>参上、厩別当国行、

三月廿七日 中御門大納言被<sub>レ</sub>来、大将習<sub>レ</sub>催馬楽、

三月廿八日 始奉<sub>レ</sub>幣春日社、及<sub>レ</sub>巳刻<sub>二</sub>發遣、共是撰政詔之後

初度也、

三月五日、女院御月忌の後に報恩講を慈圓が勤め、その後、詠歌が

講じられて良通と良經が共に詠んでいる。六日、良通は左伝を修習。

九日、讚岐の夢に十一日と十二日の間に慶事が有ると云う。十日、良

通は左伝と樂を修習。十三日、氏長者の宣旨があつた。十五日、兼実

は院より左近番長を賜つた。十六日、撰政の詔と兵杖勅が下され、院

より牛を賜る。讚岐を家宣旨に補す予定ながら、讚岐は母の喪中で延

期になつた。「家宣旨」は朝廷から宣下を受ける兼実家の窓口である。

廿四日、厩馬の初視察。廿七日、良通は催馬楽を修習。廿八日、兼実

は撰政詔の後、初の春日社への奉幣である。

四月四日 大外記頼業参上、大将受<sub>レ</sub>左伝、

四月六日 於<sub>レ</sub>内裏直廬始行<sub>二</sub>臨時除目、依<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>初度也、

四月七日 依<sub>レ</sub>御方違<sub>二</sub>幸<sub>レ</sub>左大臣大炊御門富小路亭、余撰政

之後、初度行幸、

四月十日 明基来、授<sub>レ</sub>律於大将中将等、

四月十六日 入<sub>レ</sub>夜、向<sub>レ</sub>隆房卿冷泉家、依<sub>レ</sub>京中無<sub>二</sub>居所、借請

日来所<sub>二</sub>加<sub>レ</sub>修理也、元件家無<sub>二</sub>井、仍今欲<sub>レ</sub>掘、

掘<sub>レ</sub>井之吉日、明日之外無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然之日云々、

四月十七日 入<sub>レ</sub>夜、隆職密々竊謁<sub>レ</sub>之、有<sub>レ</sub>尋問事等、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>

北政所始事、而檢<sub>二</sub>先例、

四月十九日 酉刻歸<sub>レ</sub>南宅、余先<sub>レ</sub>是有<sub>二</sub>病氣、大略瘧病歟、余又

以<sub>レ</sub>病惱、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>左右、

四月廿六日 余有<sub>二</sub>所勞餘氣、

四月廿八日 相<sub>レ</sub>具女房、始渡<sub>レ</sub>冷泉萬里小路家、女房姫君余

皆同車、

四月廿九日 大将今日又心地不快、若瘧病歟、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>大事也、

四月卅日 余撰政之後、初度杖議也、

四月四日、良通は左伝を修習。六日、初の臨時の除目を内裏直廬で

行う。七日、初度の行幸供奉。十日、良通と良經は律を修習。十六日、

兼実は内裏近くに居所を求め隆房卿の冷泉家を借受け、生活用水の井

戸掘りを計画する。十七日、北政所開設の先例を舍人に尋ねる。十九

日、廿六日、兼実は体調不良。讚岐が介護している。廿八日、兼実は

讚岐を伴い姫君も同車で冷泉萬里小路家を檢分に行く。廿九日、良通

は体調不良。卅日、兼実は初度の杖議である。

五月一日 大将去廿七日有<sub>レ</sub>病氣、一昨日不快、病體雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>重、

隔日発動、疑<sub>レ</sub>発心地歟、丹波經基令<sub>レ</sub>服<sub>レ</sub>桂心酒、

五月五日 秉燭之後女房大将中将等、自<sub>レ</sub>冷泉家<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>来<sub>レ</sub>九条殿、

女院御月忌也、

五月十五日 於<sub>レ</sub>和泉国<sub>レ</sub>擗<sub>レ</sub>取備前々司行家<sub>レ</sub>了、時貞相親者国人

相共捕<sub>レ</sub>之也、

五月十六日 行家首入<sub>レ</sub>洛、行家首渡<sub>レ</sub>大路、可<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>疗<sub>レ</sub>歟如何、

又駿河二郎(行家郎従)同擗取了云々、

五月十七日 行家首遣<sub>レ</sub>関東<sub>レ</sub>云々、

五月廿一日 依<sub>レ</sub>御方違<sub>レ</sub>、行<sub>レ</sub>幸<sub>レ</sub>冷泉萬里小路亭、依<sub>レ</sub>物忌堅、

余不<sub>レ</sub>供奉、

五月廿四日 最勝講初日也、余依<sub>レ</sub>物忌<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>参、両息未<sub>レ</sub>一点参内、

五月廿五日 最勝講第二日也、午終許、著<sub>レ</sub>束帯、伴<sub>レ</sub>両息<sub>レ</sub>参内、

五月廿八日 最勝講結願也、参<sub>レ</sub>御所、下<sub>レ</sub>宿廬<sub>レ</sub>解脱休息、

大将同<sub>レ</sub>之、

五月一日、良通は去月廿七日から病に苦しみ桂心酒を服用。五日、

女院御月忌。讃岐、良通、良經等が冷泉家から九條堂へ帰来した。十

五日、行家は和泉国で捕縛された。十六日、行家の首の大路渡しが行われた。十七日、首は関東へ遣られた。廿一日、早速に冷泉萬里小路亭へ御方違の行幸があった。兼実家としてはまだ冷泉亭に居住していない。廿四日く廿八日、御所では最勝講が行われている。

六月十二日 義行在所聞得之由、北条時政代官時貞、同聞<sub>レ</sub>之、

竊欲<sub>レ</sub>擗遣<sub>レ</sub>云々、在<sub>レ</sub>大和宇多郡邊<sub>レ</sub>云々、

六月十六日 冷泉家女房先<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>渡居、大将網代車(車副二人)前駆

諸大夫六七人、

余隨身右府生兼次在<sub>レ</sub>共、大将中将等乘<sub>レ</sub>同車<sub>レ</sub>相

従、在<sub>レ</sub>出車<sub>レ</sub>之前、出車召<sub>レ</sub>家司職事車<sub>レ</sub>二両<sub>レ</sub>也、

(侍等相具云々) 大将召<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>車、侍従高通扈従、

六月十八日 大藏卿宗頼参上、密々仰<sub>レ</sub>北政所家司侍所别当等、

六月十九日 女房政所始、并分<sub>レ</sub>藏人所侍所等、先有<sub>レ</sub>北政所始事、

宗頼入<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>旨<sub>レ</sub>一通於<sub>レ</sub>管<sub>レ</sub>持来、余取<sub>レ</sub>之披見了、令<sub>レ</sub>

見<sub>レ</sub>女房<sub>レ</sub>之後、返<sub>レ</sub>授<sub>レ</sub>宗頼<sub>レ</sub>了、光綱申<sub>レ</sub>次<sub>レ</sub>之、申<sub>レ</sub>

先余方次女房方、先余伝<sub>レ</sub>覽<sub>レ</sub>吉書、其後伝<sub>レ</sub>女房<sub>レ</sub>

覽<sub>レ</sub>之、(豫宗頼朝臣申云、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>何御方<sub>レ</sub>哉、

余仰曰北政所家司也、雖<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>女房方、女

者有<sub>レ</sub>三<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>之禮、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>夫之上、康和知足院

殿内覽之時、家司等先申<sub>レ</sub>大殿、以<sub>レ</sub>之思<sub>レ</sub>之、

可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>家之長、況余為<sub>レ</sub>摂政之重位<sub>レ</sub>哉者、)

六月廿九日 亥四点退出、退出之後、有<sub>レ</sub>六月祓事、余女房姫君

在<sub>レ</sub>二所、

六月十二日、朝廷と頼朝方が追う義経の隠場所は、大和宇多郡邊だと云う。十六日、讃岐が良通と良經、兼実の隨身・侍従・前駆六七人を従えて冷泉亭へ渡居。女房政所始めに備えて宗頼卿を「北政所」家司、侍所の別当等に補し、辨官も一人補している。

十九日、「北政所」始儀。讃岐は兼実家の北政所に就く。「北政所」での申次ぎの順序を宗頼が問うと、兼実は詳細に返答している。嫡妻は九条亭に居住させ、兼実家の雑用には従事させない。廿九日、六月赦は兼実・讃岐・姫君が南家で一所の居住として行っている。

七月二日 密々女房参吉田祇園等、雖密儀故頼行姫御前所相具也、

(是年来之例参也、北政所之後、雖可整威儀、先例不祥之上、當時、又無便宜、假為密儀) 無北政所御行始之例、女房云、白鳥去廿八日出来、其色同白鷺、其足頗赤云々、

七月七日 申刻、相伴大将、参院御所、参内秉燭帰宅、戌刻、女房始着節供、女房御座、帳台前高麗端疊、余節供不着之、子刻、灸腹痛依吉日也、過亥刻之間及深更、

七月九日 為御方違行幸大内、伴良通良経参内(余別車)入御如恒、余向宿所、待報鐘之間、召季経、経家、侍従定家等、密々有連歌興、両息乍着束帯一寝、其後還御本殿、余伴二息還出、于時漸明之間也、

七月十八日 大将密々展詩筵、都十余人会台、題「秋生賢士家」其後有連句并当座詩等、業實出題、

七月十九日 中御門大納言被来、羞瓜水等、大将習催馬楽、

七月廿四日 夜兼雅卿来、密々勤箏、大将和笛、余竊調琵琶、<sup>①</sup>午刻地震、

七月廿五日 午刻、帰冷泉、九郎義行郎徒、伊勢三郎丸梟首了

七月廿七日 此日、初度上表也、頭右中辦兼忠朝臣、持参表於法皇御所、以判官代為頼奏聞、返給帰参云々、

七月廿九日 季御読経結願也、余依所勞不快、假不参内、七月二日、北政所就任後、讃岐は従妹の丹後を伴い恒例の祇園、吉田へ参詣。讃岐が白鳥を先月廿八日に見たという。七日、讃岐は初の女房節供に着く。兼実は節供には付かず灸治に専念。九日、御方違の行幸に供奉。報鐘を待つ間に連歌や詩を楽しむ。十八日、良通の詩筵に十余人が参会。連句や当座の詩も行われた。十九日、良通が催馬楽を修習。兼実が琵琶、良通が和笛、兼雅が箏、三人の合奏。廿四日、また地震が起きている。廿五日、義行郎従伊勢三郎が梟首された。廿七日、兼実は摂政後初度の辞表を上げたが返却された。廿九日、兼実はまた体調が思わしくない。

閏七月四日 頼業来、授左伝於大将、

閏七月五日 大将相具向九条堂、依故女院御月忌也、秉燭之後帰来、

閏七月十六日 於院殿上被定義行逃隠山門之事、上臈不参、

閏七月十八日 主上有御不例事云々、假酉刻参内、自此十三日、御腹痛病氣御云々、

閏七月十九日 依風氣不参内、

閏七月廿二日 申刻参内、今日主上不<sub>レ</sub>發給、為<sub>レ</sub>悦不<sub>レ</sub>少、

閏七月廿五日 召<sub>レ</sub>明法博士範貞、問云、父母在<sub>レ</sub>遠国、其死亡<sub>レ</sub>經數

月<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>之、着服日数如何、輕服ハ半減、重服ハ聞<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>始全可<sub>レ</sub>滿<sub>三</sub>十三ヶ月<sub>一</sub>服限、

閏七月廿七日 酉刻参内、主上猶聊不快御、歎思不<sub>レ</sub>少、入<sub>レ</sub>夜退出、

閏七月四日、良通は左伝を修習。五日、故女院御月忌。十六日、院

では義経が山門に逃込んだ場合の対応を定める。十八日、主上御不豫の始。十九日、兼実は風邪気味で参内していない。廿五日、兼実は明法博士範貞に重服日数を尋ねる。廿七日、主上なお御不豫。

八月四日 女房参<sub>三</sub>廣隆寺、行願寺、六角堂等、侍向三在<sub>レ</sub>共、

八月五日 未刻参<sub>三</sub>九条堂、用<sub>二</sub>人車、女房相具、向<sub>三</sub>堂講演<sub>二</sub>了、

八月六日 此夜、家政所、藏人所、侍所、并北政所等所<sub>レ</sub>充也、

年預大藏卿宗頼朝臣、奉<sub>二</sub>行兩政所事、職事上臈  
上野守藤原頼高、為<sub>二</sub>與奪職事、奉<sub>二</sub>行藏人所事、  
先余政所、次北政所、此間、藏人所、次侍所、

今夜加<sub>三</sub>補余家司二人、北政所家司五人(資泰、  
範季、範光、兼親、国行)、余職事一人等<sub>一</sub>者也、

八月九日 第二度之上表也、

八月十二日 密々渡<sub>三</sub>九条亭、藏人所等在<sub>三</sub>此亭、

八月十八日 自<sub>二</sub>今日、修<sub>三</sub>恒例念仏、午刻終始<sub>二</sub>念仏、三萬反、

八月廿五日 已刻念仏結願了、念仏一萬反、帰<sub>三</sub>南家、即欲<sub>レ</sub>帰<sub>二</sub>上家、而大将所勞猶不<sub>レ</sub>快、伋延引了、

八月廿六日 自<sub>二</sub>今日、女房所勞、請<sub>三</sub>佛嚴聖人、大将令<sub>二</sub>受戒、

又請<sub>三</sub>三口僧<sub>一</sub>限<sub>三</sub>七ケ日<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>修<sub>三</sub>仁王講、

八月廿七日 請<sub>三</sub>行勝聖人、大将令<sub>二</sub>受戒、(女房大将同<sub>レ</sub>之)

八月廿八日 請<sub>三</sub>本成房、大将女房共受戒、今晝修<sub>三</sub>泰山府君祭、

八月四日、讃岐は廣隆寺、行願寺、六角堂等へ参詣。五日、讃岐は兼実に伴われて堂講演に参入。六日、兼実家の家政所、藏人所、侍所等の責任者を決め、家司、職事を補して本格的に家経営の体制を整えた。九日、第二度の上表である。十八日、廿五日、兼実の念仏総数は百九十一万反に上る。良通の所勞により兼実は南家から冷泉亭へ帰れない。廿六日、良通と嫡妻も所勞。佛嚴聖人を請い良通に受戒させる。

廿七日、行勝聖人を請い良通と嫡妻とに受戒させる。廿八日、本成房を請い良通と嫡妻に受戒させる。

九月一日 大将数日不<sub>レ</sub>減、伋護身如何之由、令<sub>レ</sub>占<sub>レ</sub>之、

九月三日 余所勞殊無<sub>レ</sub>術、大略不<sub>レ</sub>辦<sub>三</sub>東西、然而依<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>止事<sub>一</sub>

大事<sub>上</sub>

九月四日 晝汗出、心地頗宜、女房母儀鳥羽尼公所勞危急、

陰陽師晴光、占<sub>三</sub>恠異事、

九月五日 余及大将、共依<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>参<sub>三</sub>御堂、

九月九日 有<sub>三</sub>節供事、余方式部少輔範光勤<sub>レ</sub>之、陪膳業實朝臣、

北政所方、前馬助國行勤<sub>レ</sub>之、陪膳宗頼朝臣、  
役送北政所家司、余職事也、女房就<sub>レ</sub>之、

九月十一日 例幣也、余依<sub>三</sub>該病<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>参<sub>三</sub>八省、又不<sub>レ</sub>参<sub>三</sub>内裏、

九月十三日 渡、冷泉亭、余参院、不<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>見参<sub>一</sub>退出、

参内参<sub>二</sub>朝餉<sub>一</sub>、帰<sub>二</sub>冷泉<sub>一</sub>、女房大将等先<sub>レ</sub>是所<sub>レ</sub>渡也、

九月廿日 九郎義行郎從二人(景光、忠信) 擲取了、

九月廿一日 今日大将加<sub>レ</sub>灸、法印為<sub>二</sub>護身被<sub>レ</sub>来也、

九月廿二日 景光究問之處、白状旨顯然、聖弘房主并義行逐電了、

九月廿九日 戌刻着<sub>二</sub>直衣<sub>一</sub>参<sub>レ</sub>院、小時退下、任<sub>二</sub>大臣<sub>一</sub>事、

上表并兼宣旨事聞食了、

九月一日(五日)、兼実も良通も体調不良で讃岐の介護を必要とする。

九日、兼実家の節供が南家で行われ(兼実方、北政所方)、讃岐が節供を執行。十一日、兼実は咳が出る。十三日、兼実が冷泉亭へ帰居。

讃岐と良通は先に冷泉亭へ帰居している。廿日、義経の郎從二人が擲取られた。廿一日、良通は灸治と法印の護身を受ける。廿二日、義経は逐電逃走。廿九日、良通の内大臣と兼実の太政大臣、併せて上表と兼宣旨について院の承認が得られた。

十月二日 図書頭加茂在宣参上、申<sub>二</sub>此宅修造之間事<sub>一</sub>、

十月五日 自<sub>二</sub>内裏<sub>一</sub>向<sub>二</sub>九条堂<sub>一</sub>、亥刻帰<sub>二</sub>冷泉家<sub>一</sub>、女房大将等

来臨、同心帰家、

十月十七日 摂政第三度表也、

十月廿日 右大将良通承<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>大臣<sub>一</sub>之宣旨、辰刻余與<sub>二</sub>大将<sub>一</sub>

同車、渡<sub>二</sub>冷泉亭<sub>一</sub>、女房等召<sub>二</sub>人車<sub>一</sub>、密々所<sub>レ</sub>渡也、

修造大略所<sub>レ</sub>終<sub>レ</sub>功也、

余大将相共議<sub>二</sub>座席之間事<sub>一</sub>、今夜補<sub>二</sub>大将家司二人<sub>一</sub>、

十月廿九日 此日有<sub>二</sub>任大臣事<sub>一</sub>、秉燭有<sub>二</sub>宣制<sub>一</sub>之後、於<sub>二</sub>冷泉萬里

小路亭<sub>一</sub>、行<sub>二</sub>庇饗<sub>一</sub>、

十月二日、良通の内大臣就任が内定し、冷泉亭の改修が必要になった。五日、兼実が冷泉亭に帰宅する。讃岐と良通も来て修造を話し合い、三人で南家に帰宅した。十七日、摂政第三度の上表。廿日、良通に任

大臣の宣旨があり、兼実と良通は冷泉亭へ渡った。讃岐と女房達も冷泉亭へ渡って来た。冷泉亭の修理もほぼ完了し、兼実と良通が庇饗の座席位置を決定し、家司二人を増補した。後は最後の大饗装束始と、掃除を行うのみになった。廿九日、秉燭に任大臣の宣旨があり、その後、冷泉萬里小路亭に於いて良通内大臣就任の庇饗が行われた。

十一月二日 内大臣拜賀也、先被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>大将還宣旨<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>秉燭<sub>一</sub>、

大将出立、

十一月四日 立<sub>二</sub>春日幣<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>例、内府始奉幣、

十一月七日 五節臨時祭定、并内大臣着陣也、

十一月十六日 今夜無<sub>二</sub>御方違<sub>一</sub>者、於<sub>二</sub>閑院<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>五節<sub>一</sub>、

以外大事也、入<sub>レ</sub>夜余相<sub>二</sub>伴内府<sub>一</sub>欲<sub>二</sub>参内<sub>一</sub>之處、

神心不快、扱余不<sub>レ</sub>参、内府参内了、

十一月十八日 於<sub>二</sub>院殿上<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>僉議<sub>一</sub>、義行可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>召取<sub>一</sub>之間事、

御祈事等々、

十一月廿二日 五節参入也、今日任大臣後著<sub>二</sub>直衣<sub>一</sub>、始出仕也、

十一月廿四日 義行改名之間事、余案之義頭尤宜之由、

十一月廿五日 節会、内府有<sub>二</sub>出行<sub>一</sub>、今日被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>義頭追討事<sub>一</sub>、

十一月二日、良通内大臣の拜賀は冷泉亭から出立した。内大臣の参

仕記事から大臣の職務を窺うことが出来る。四日、始春日奉幣。七日、着陣。五節臨時祭定め。十六日、御方違の行幸供奉に参内する直前、兼実は心神不快で外出を中止。内府のみ参内。十八日、院殿上では義行捕縛とお祈りについて僉議。廿二日、兼実は五節へ参入。廿四日、義経は義行に改名しているが更に義顕と改名する。廿五日、良通が節会に参入。義顕追討の命令が下された。

十二月四日 参御堂、内府同之、此日結願也此日、御書所始、女房為聴聞懺法、向九條、密々事也、

十二月五日 故皇嘉門院御忌日也、内府中将等参入、余依神事不参、

十二月七日 内大臣著陣、拜任丞相之後、氏院参賀也、

十二月九日 不堪荒奏也、余著直衣、内府著束帯参内、

十二月十六日 公卿勅使日時、并諸社奉幣使定也、上卿内大臣、

十二月十八日 御方違行幸也、余内府三位中将等供奉、

先三位中将拜賀、

十二月廿七日 公卿勅使帰参、又三位入道积阿来臨、

十二月四日、御懺法結願。讃岐も聴聞に参入。兼実と讃岐は冷泉亭へ移居しており、良通は南家と冷泉亭とを往来している。五日、女院

御忌日の法要に良通と良經が参入。七日、良通は内大臣拜任後、初の

氏院参賀を行う。九日、不堪荒奏の審議。続いて内府参内。十六日、

公卿勅使日時、并諸社奉幣使定あり。内大臣の職務である。十八日、

良經の三位中将拜賀。兼実、良通、良經の三名で御方違行幸に供奉す

る。廿七日、三位入道积阿が兼実家を訪問している。

今年は年初と年末に俊成と交流があつたが、歌会は全く行われていない。兼実は摂政就任、良通も内大臣就任、良經は三位中将へと上り、兼実家は社会的地位を高めた一年であつた。

その一方で讃岐の日々は和歌の世界とは縁遠く、現実的には兼実家の北政所に就任し、重喪が明ければ讃岐は兼実家の家宣旨に就く予定である。日々の生活は兼実家の家経営に関わり、兼実と良通の健康管理にも心を砕く日々である。

(14) 文治三年(一一八七) 讃岐四十六歳 兼実三十九歳

姫君十五歳 良通二十一歳 良經十九歳

一月一日 拜天地四方、事訖帰入有齒固事、女房陪膳也、

一月十三日 余長者之後、氏寺参賀也、此夜余家女房等、

初参法成寺、皆出車也、女房姫君内府室等、

密々乘第一車、是故法性寺殿御時例也、

一月十四日 今日、家女房出車三両、又参法成寺御堂也、

一月十八日 蓮華王院修正也、余及内府、依勞事不参也、

一月廿一日 春除日始也、秉燭之後、内府着束帯着陣、

余着束帯出除目座、

一月廿二日 除目中夜也、着直衣参内、内府不参、

一月廿三日 除目入眼也、秉燭程、着直衣参内、内府同参内、

一月廿九日 二位中将良經、申拜賀、先拜余及女房、



次参所々了、

一月一日、兼実家へ入つて十四年目の讚岐である。兼実家の正月行事齒固が行われ、陪膳は讚岐が務めている。十三日、氏寺（法成寺）の参賀に兼実家の女房達も参入。第一車の女房は嫡妻と姫君と良通の妻。次車へは兼実と良通と北政所が同車する。十四日、兼実家の家女房達がまた法成寺へ参る。十八日、兼実と良通ともに体調が悪い。廿一日、除目初日、廿二日、中夜、廿三日、除目入眠。兼実の采配による春の除目が終了した。廿九日、中将良經二位の拝賀を受ける女房は嫡妻である。

二月四日 院宣云、猶於汝直廬可定義顯事、

二月八日 此日、於直廬被議義顯之間事、

二月九日 内府始有作文事、依永久例行之、乗燭人々来臨、

二月十日 女房、姫君、始参詣吉田、祇園等、密々儀、

侍四人相具之、

二月十一日 始立春日神馬十列、午刻、到河原帳、余下車、

(侍従定家献沓)

二月十二日 此日春日祭也、女房始献幣帛、其儀、於寢殿南面、

有此事、陰陽師着座、供御贖物、女房於簾中、

取入之、次誦中臣祓了、宗頼取大麻、帰昇、

進女房、余取之、令撫女房、撤之、

二月十五日 頼業参上、授左伝第廿三卷於内府、

二月十八日 女房（内府女房相具）密々参詣廣隆寺、侍等在共、

二月十九日 依遠忌、向九條堂、其後行舍利講、問答了、

余婦冷泉、女房同密々所来也、同以帰亭、

二月廿五日 家尊勝陀羅尼也、催家中男女、令進陀羅尼、

二月廿七日 始有御書所作文事、余及内府依堅固物忌不参、

二位中将参入、密々伺詩席云々、主上密々渡御、

先例也、事訖、二位中将懷詩帰来、

二月四日、摂政は義顯逮捕に一段の努力をせよとの仰せである。八日、直廬にて義顯逮捕の議定が行われた。九日、良通は作文の行事を執り行う。十日、今年初めて讚岐と姫君が吉田、祇園へ参詣する。十一日、兼実に沓を献じる侍従定家が見えている。十二日、北政所が始めて春日祭に幣帛を献ずる次第が見える。十五日、良通は左伝を修習。

十八日、嫡妻が良通の妻を伴い広隆寺へ参詣。十九日、九条堂の法要へ讚岐も参入、兼実と共に冷泉亭へ帰宅。廿五日、兼実家の尊称陀羅尼。兼実は北政所を始め家中の男女に、陀羅尼を読ませる。廿七日、御書所作文が行われ、良經が詩席に伺い詩を懐に持ち帰る。

三月一日 余及内府始出御燈、晚頭、余（直衣 内府（束帯）

共以参内、余竊以退出、依風氣不快也、

余如祇候、天可有也、

三月七日 内府自今日、又始湯治、（五木）

三月八日 余自今日、又始湯治、

三月十二日 能保申云、所召取之義顯縁者等非可免、又武士

等之許、無其期、非可召置、内舍人朝宗来

十四日下<sub>レ</sub>向坂東、下遣宜歎如何者、返答云、此條、日來所<sub>レ</sub>申也、尤可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>頼朝卿許也、

三月十四日 依<sub>レ</sub>御方違、自<sub>レ</sub>閑院、幸<sub>三</sub>大炊御門亭、余及内府、依<sub>レ</sub>湯治之間<sub>二</sub>不參、

三月十六日 石清水臨時祭也、余内府依<sub>レ</sub>湯治<sub>二</sub>不參、二位中将所<sub>三</sub>參入<sub>二</sub>也、

三月十九日 春日御社唯識會也、殊有<sub>レ</sub>所思、余自扶<sub>レ</sub>病修<sub>レ</sub>之、三月廿一日 依<sub>レ</sub>違<sub>三</sub>夏節、伴<sub>三</sub>女房内府等、向<sub>三</sub>九條、(密々儀也)

三月廿二日 春季御読経始也、未刻、内府、二位中将、相伴參内、余依<sub>レ</sub>湯治之後風病不快<sub>二</sub>不參、乘燭内府中将帰來、

三月廿八日 午刻、相<sub>三</sub>伴内府、參<sub>三</sub>鳥羽北殿、勝光明院御所是也、召<sub>三</sub>定成、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>見歟、雖<sub>三</sub>暫可<sub>レ</sub>祇候、南風頻煽、

神心殊惱、仮申刻退出、暫休<sub>三</sub>息九条亭、日没以後、帰<sub>三</sub>冷泉亭、

三月一日、兼実と良通は御燈に出るが兼実は風邪気味で退出。七日、八日、良通と兼実が湯治を始める。十二日、捕縛した義顯縁者の処分に悩む役人達。十四日、十六日、良通と兼実はともに湯治。十九日、

兼実は病苦ながら春日御社唯識會を修する。廿一日、兼実は夏節を違えるために讃岐と良通を伴い九条へ向う。廿二日、春季御読経始。兼実は湯治の後、体調が悪く不參。廿八日、勝光明院御所へ伺候したが、気分不快で兼実は早退する。九条亭で休息。日没後に冷泉亭へ帰る。

四月三日 欲<sub>レ</sub>參<sub>三</sub>鳥羽<sub>二</sub>之間、俄有<sub>レ</sub>胸所勞并痲病之氣、

以<sub>レ</sub>侍従定家<sub>二</sub>為<sub>レ</sub>使、申<sub>三</sub>此由、雖<sub>三</sub>所勞無術、為<sub>三</sub>余沙汰、百座仁王講、家司宗頼朝臣<sub>二</sub>為<sub>レ</sub>使、所<sub>三</sub>副進<sub>二</sub>也、

四月五日 相<sub>三</sub>伴内府、參<sub>三</sub>鳥羽、頼業申云、今日自<sub>レ</sub>辰刻許、御気色不快、己令<sub>レ</sub>發給之由人々云了、余促<sub>レ</sub>駕參入、

四月十一日 被<sub>レ</sub>召<sub>三</sub>返流人、依<sub>レ</sub>法皇御惱<sub>二</sub>也、合八人也、四月十九日 乘<sub>三</sub>内府於<sub>三</sub>車後、向<sub>三</sub>九條堂、依<sub>レ</sub>舍利講<sub>二</sub>也、

四月廿日 依<sub>レ</sub>方違、今夜可<sub>レ</sub>宿<sub>三</sub>九條、女房等入<sub>レ</sub>夜追來、仰<sub>三</sub>下家宣旨、讃岐依<sub>レ</sub>重喪過<sub>二</sub>也、宗頼參上、

仰<sub>三</sub>下之<sub>二</sub>、下<sub>三</sub>家司、向<sub>三</sub>壺禰<sub>二</sub>仰<sub>レ</sub>之、給<sub>三</sub>被物<sub>二</sub>云々、

四月三日、兼実の体調が悪化し、侍従定家を使として院へ申上し、仁王講の執行を家司宗頼に託す。五日、法皇の御気色不快。十一日、

流人の召返し。計八人。十九日、兼実と良通が舍利講と方違により九条堂に宿泊予定。後を追って讃岐と女房達も參入。廿日、讃岐に兼実家の「家宣旨」が宣下された。北政所と併せて兼実家の中枢を支える

讃岐である。

五月一日 内府聊有<sub>レ</sub>病氣、自<sub>レ</sub>今夜、始<sub>レ</sub>修<sub>三</sub>愛染王護摩、聊依<sub>レ</sub>靈告<sub>二</sub>始<sub>レ</sub>之、

五月四日 伝聞、義顯於<sub>三</sub>美作国山寺<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>斬畢、

五月五日 故女院御月忌也、向<sub>レ</sub>堂佛事了、伴<sub>三</sub>中将<sub>二</sub>帰<sub>三</sub>冷泉亭、三方節供如<sub>レ</sub>例、三方陪膳、女房節供、供<sub>三</sub>南面<sub>二</sub>、

五月十三日 内府渡<sub>ニ</sub>居西方、移<sub>ニ</sub>邪氣、又始<sub>レ</sub>祈、余又居<sub>ニ</sub>東面、  
五月廿四日 最勝講初日也、未刻着<sub>ニ</sub>束帯、先参<sub>レ</sub>院、右少将兼良

相伴、余殊為<sub>レ</sub>子、伋如<sub>レ</sub>此之時、可<sub>ニ</sub>相具<sub>レ</sub>之由、  
父垂相所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>示也、

五月一日、良通の体調は良くない。四日、伝聞では義顯が美作国  
の山寺で斬られたと云う。五日、冷泉亭で三方節供と北政所の女房節供  
が行われている。十三日、良通の居を西に移し邪氣を移す。兼実は東  
面に居を移す。廿四日、最勝講初日。花山大納言息右少将兼良を伴い  
参入。兼実は兼良を猶子としている。

六月四日 今日兼雅卿来<sub>ニ</sub>臨内府方云々、今晝内府追<sub>ニ</sub>邪氣、  
六月五日 宮内大輔盛房密語云、相少納言宗綱内々申云、

殿下明年為<sub>ニ</sub>御重厄、殆及<sub>ニ</sub>命之危、内大臣殿、  
今年、可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>御慶賀云々、各不<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>其容貌、  
有<sub>ニ</sub>此申状、難<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>信歟、然而為<sub>レ</sub>後注<sub>ニ</sub>置之、

六月十四日

入<sub>レ</sub>夜還<sub>ニ</sub>幸於閑院、戌刻参内、其後還<sub>ニ</sub>御本殿、  
余取<sub>ニ</sub>御裾、五位藏人等不<sub>レ</sub>候之間、無<sub>レ</sub>取<sub>ニ</sub>余裾、  
之人、伋只引<sub>レ</sub>之也、

六月十九日

六月廿二日

六月廿三日

六月廿五日

六月廿八日

内府参内、日来所劳聊有<sub>ニ</sub>少減也、参院入<sub>レ</sub>夜帰来、  
入<sub>レ</sub>夜、内府所劳殊更發、  
花山院大納言為<sub>ニ</sub>訪<sub>ニ</sub>内府病<sub>ニ</sub>来臨、余謁<sub>レ</sub>之、  
入<sub>レ</sub>夜、藤中納言定能卿来、内府訪也、  
有<sub>ニ</sub>院號事、停<sub>ニ</sub>皇后宮職、(法皇第一女、有<sub>ニ</sub>當今

国母之儀、御名亮子)為<sub>ニ</sub>殷富門院(亮子)、  
殷富門院判官代、(光重 定経 家實)

余持病更發動、雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>堪忍、伋強以祇候、  
良久之後、起<sub>レ</sub>座退出、依<sub>ニ</sub>神心不快、

六月廿九日 六月祓如<sub>レ</sub>例、余、女房、姫君在<sub>ニ</sub>一所<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>常、  
内府此後修<sub>レ</sub>之、

六月四日、今晝に良通の邪氣を追い払う。五日、相少納言が嘔く。  
十四日、還幸。五位藏人が居ないので兼実は自分の裾を引き摺る。兼  
実の足は回復している。十九日、良通の所労は少し軽減した。廿二日、  
夜になって良通の所労が再発した。廿三日、花山院大納言の御見舞が  
あった。廿五日、藤中納言定能卿から御見舞があり、兼実が応対して  
いる。廿八日、院号。殷富門院亮子。兼実は持病が更発。心神不快に  
より退出。讃岐は介護に明け暮れている。廿九日、三方一所の六月祓  
を済ませた兼実家。(兼実方、余女房方、姫君方)

七月一日

七月二日

七月三日

内府渡<sub>ニ</sub>邪氣、伋参内、終日祇候、  
今日又祈雨幣也、  
法勝寺御八講始也、已刻着<sub>ニ</sub>束帯、参<sub>レ</sub>院、伴<sub>ニ</sub>二位  
中将、内府依<sub>ニ</sub>所劳、不<sub>レ</sub>参也、事訖還<sub>ニ</sub>御之時、  
欲<sub>レ</sub>参<sub>ニ</sub>押小路殿<sub>ニ</sub>之處、心神不快、直退出、

七月七日

此日、三方節供如<sub>レ</sub>常、左京権大夫光綱、兼<sub>ニ</sub>行三方  
陪膳、余、女房、良通、

七月十六日

今晝内府追<sub>ニ</sub>邪氣、

七月十七日 大外記頼業来、内府方授<sub>二</sub>左傳第廿九卷<sub>一</sub>云々、

七月廿日 寶劍御祈、七社奉幣也、

七月廿五日 内大臣参<sub>二</sub>籠日野薬師堂、連々之病惱、假以<sub>二</sub>公事之

隙<sub>一</sub>、所<sub>二</sub>参籠<sub>一</sub>也、(最密々令<sub>レ</sub>参云々) 最密之儀也、

七月廿七日 昨日御幸供奉之後、所劳更發、不<sub>二</sub>参入<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>恐者、

七月廿八日 女房密々参<sub>二</sub>日野<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>内府参籠<sub>一</sub>也、男共四五人

在<sub>レ</sub>共、盛房駕<sub>レ</sub>車相從也、

七月廿九日 及<sub>レ</sub>晚女房帰来、

七月一日、良通の邪氣渡し。兼実は参内し終日祇候。二日、祈雨の

奉幣が行われている。三日、法勝寺御八講。良通は所劳で不参。兼実

も還御の時心神不快で退出。七日、兼実、北政所、良通の三方節供を

行っている。十六日、良通の邪氣渡し。十七日、良通は左伝を修習。

廿日、未だに寶劔は戻っていない。お祈りと七社への奉幣。廿五日、

良通は日野薬師堂へ最密々で参籠する。廿七日、兼実の所劳が再発。

廿八日、日野へ参籠の良通を讚岐が見舞っている。廿九日、夜に讚岐

は帰宅。讚岐と良通との間は家族同様に支えあっている。

八月七日 入<sub>レ</sub>夜参内、即向<sub>二</sub>九條<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>明日<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>恒例念佛<sub>一</sub>

之故也、女房同<sub>レ</sub>之、

八月十一日 内府自<sub>二</sub>日野<sub>一</sub>退出、

八月十四日 入<sub>レ</sub>夜結<sub>二</sub>願念佛<sub>一</sub>、即帰<sub>二</sub>冷泉亭<sub>一</sub>、女房同<sub>レ</sub>之、

八月十八日 地震<sub>一</sub>、

八月廿日 改<sub>二</sub>装束<sub>一</sub>向<sub>二</sub>九條堂廊<sub>一</sub>、女房内府同<sub>レ</sub>之、明且可<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>

宇縣<sub>一</sub>之故也、

八月廿一日 長者以後、始可<sub>レ</sub>参<sub>二</sub>平等院<sub>一</sub>、先例多雖<sub>二</sub>当日帰洛<sub>一</sub>、

明日、依<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>参<sub>二</sub>天王寺<sub>一</sub>、所<sub>二</sub>一宿<sub>一</sub>也、余前駆

廿餘人、随身上臈四人、下臈五人、檢非違使一人、

内府前駆八人、隨身二人、下臈六人、侍十人、

長吏法印慈圓、前駆交名、殿上人 侍従定家、

地下君達 宮内大輔盛房、

八月廿二日 自<sub>二</sub>宇治<sub>一</sub>参<sub>二</sub>天王寺<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>太上天法皇受<sub>二</sub>灌頂<sub>一</sub>給<sub>也</sub>、

八月廿三日 秉燭以後、先参<sub>二</sub>念仏堂<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>召参<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>、小時退下

之間以<sub>二</sub>兼雅卿<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>悦<sub>二</sub>仰参入之由<sub>一</sub>、申<sub>二</sub>畏承了

之由<sub>一</sub>退下、至<sub>二</sub>于渡邊<sub>一</sub>乘<sub>レ</sub>船、待<sub>二</sub>月出<sub>一</sub>解<sub>レ</sub>纜、

八月廿四日 天曙、申刻着<sub>二</sub>淀渡<sub>一</sub>、豫儲<sub>二</sub>内府網代車<sub>一</sub>、余内府同車、

前駆隨身、前行如<sub>レ</sub>初、戌終帰<sub>二</sub>冷泉亭<sub>一</sub>、

八月廿六日 今夜依<sub>二</sub>御方違<sub>一</sub>、行<sub>二</sub>幸大内<sub>一</sub>内府参入、余依<sub>二</sub>腫物<sub>一</sub>

不<sub>レ</sub>参、雖<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>大事<sub>一</sub>、出仕可<sub>レ</sub>用心、仍不<sub>レ</sub>参也、

八月廿八日 今日女房見<sub>二</sub>最吉夢<sub>一</sub>、

八月七日、九条堂で恒例の念仏に兼実と讚岐も参入する。十一日、

参籠の良通が日野より退出。十四日、夜に念仏結願。兼実と讚岐は冷

泉亭へ帰宅。十八日、また地震あり。廿日、明朝に宇縣へ向う。兼実

は讚岐と良通を伴い九条堂廊へ。廿一日、総勢六十餘人。兼実は讚岐

と良通を伴い平等院へ参る。供人に侍従定家の名がある。廿二日、宇

治から天王寺へ。廿三日、兼実の参入に法皇は悦びを仰せられた。帰

途に就く。廿四日、淀の渡しに着く。戌終冷泉亭に帰着。廿六日、兼

実は腫物が出来ている。廿八日、讚岐が最吉夢を見る。

九月九日 此夜有三方(余、内府、女房)節供、資泰朝臣陪膳、

九月十二日 今暁、或人見吉夢、姫御前可入内之嘉瑞也、

九月十四日 次参内、余改着直衣、参御所、相伴大将退出、

(歩行)

九月十五日 入夜於九條堂始修懺法、保延以来、毎年

不闕之勤也、今年被相續行、縮三七ヶ日、

為一七ヶ日也、女房内府行向、内府即帰、

女房七ヶ日可経廻也、

九月十八日 潔子内親王(高倉院皇女當今之御姉妹、御年九歳)

禊葛野河、参太神宮之日也、

九月廿一日 夜内府相具女房向九條堂、明日懺法結願也、

余女房日来宿堂、

九月廿二日 今日懺法結願也、余依神事不向、入夜内府帰来、

女房同之、

九月九日、恒例の三方節供が行われている。十二日、或人が吉夢を見たという。兼実の姫君入内の夢であろう。十四日、歩行と記しているので兼実の足は回復している。十五日、九条堂で御懺法が始まり、讚岐は七日間御堂に滞在する。十八日、潔子内親王が齋宮として出立される。途絶えていた齋宮群行も復活する。廿一日、讚岐は九条堂に滞在中。良通と良通の妻が参入。廿二日、御懺法結願。讚岐は良通と共に冷泉亭へ帰宅。

十月七日 八条院女房、女房三位、戌時、男子平産、尤為悦、

十月十二日 巳刻大地震、雖不及去年七月震、其外ハ第一之

大動也、

十月廿七日 小童相具僧正、下向南都、内府及女房相具、日

出以前、向九條堂、為令出立也、其後僧正

被向件堂、

大将於堂壺禰邊、小童相共謁僧正、其後僧正

相伴小童、下向南都、

(後聞、小童乗前、僧正乗後云々)

十月七日、八条院の女房「女房三位」が兼実の男子を出産した。十

二日、大地震。廿七日、兼実息の小童が南都へ下向し僧籍に入る。兼

実は小童を出立させるために、良通と讚岐を伴い九条堂へ向う。兼実

には他にも何人かの小童がある。

十一月一日 内府、為下練習催馬楽、并習唱歌、密々(以人車、

懸下簾)向宗家卿家、(件卿、月來病惱、猶未復

尋常、仍内々所向也)習唱歌了、及子刻帰来、

件卿親昵之上、行而学者礼也、仍令向者也、

今日習殿上其駒之一説了云々、

十一月七日 今上最前石清水行幸也、

十一月八日 還幸之次、於鳥羽南殿、有朝覲之禮、辰一點著

束帶、相伴両息、参部屋、(余自鶏鳴出立)

女房可叙、良経可叙正二位、

両事御忘却了者、御乳母可加級

十一月十一日 此日、春日祭也、内府依所勞、自川原立幣也、

女房依月障有、由被不立幣也、

十一月十三日 閑院遷幸也、余為奏行幸賞并他事等、先參六条

殿、而院、於前撰政第乱遊之間、今夜不可

還御云々、伋空以退出、

十一月十四日 加茂行幸也、内府此兩三日、有目病風痺、猶以

不快、今日不供奉、

十一月十五日 立大原野神馬、仍奉幣、自川原立之、

十一月十九日 子刻大雷鳴、

十一月廿一日 御書所作文也(第二度)光範已下儒士等參入、秉燭

之後、余參内、但依風病更發退出、

十一月廿三日 吉田祭也、女房奉幣、陪膳季長朝臣、幣取忠頼、

(先有女房奉幣之故例也)

十一月廿七日 今日、小童出家、(生年十一歲)於法印粟田口房、

有此事、法名良尋、余今日始儲出家之息、

機縁可悦歎、

十一月廿八日 入夜向九條堂、自今日所始行懺法也、

(故女院御料也)内府二位中将乘余車、女房等

各召人車、侍男共在車後、即始懺法、

自今日、至晦日可経廻也、

十一月卅日 時行了、申刻歸冷泉、(伴兩息女、昨日余女房

留堂、結願以後可帰来也)

十一月一日、良通は催馬楽と併せて唱歌を修習。七日、石清水への

行幸。兼実は良通と良經を伴い供奉。八日、行幸賞は還幸時に行われ

るが、讚岐と良經の叙位、主上乳母の加給も御忘却。十一日、春日祭

の奉幣。良通は所勞。讚岐は障りのために幣を立てない。十三日、兼

実は先日の行幸賞その他を奏聞のために参院したが、亂遊のため退出。

十四日、良通はここ兩三日、眼病を患っている。十五日、大原野へ神

馬を立てる。讚岐が奉幣をする。十九日、大雷鳴。廿一日、兼実は風

病が再発。廿三日、吉田祭に讚岐が奉幣をする。廿七日、十一歳の小

童が出家。法名は良尋。この小童は後年、兼実が薨去すると出奔し行

方不明。廿八日、九条堂にて御懺法あり。讚岐と女房達が参入。卅日、

御懺法結願。讚岐は姫君と良通女と共に昨日より堂に宿泊。(姫君十

五歳。良通女四歳。)後に「二条院讚岐女」を名乗る良通女である。

十二月一日 法成寺南京堅義也、秉燭之後着衣冠、伴二位

中将良經、參御堂、直着佛前座、第一問、

次第二問論義、此間依所勞更發退出了、

十二月三日 天台堅義也、余依勞事不參、内府参上事始云々、

十二月五日 九條懺法結願、并故女院御忌日也、女房日來在

九條堂、九條懺法了、女房大將帰来、

十二月八日 故基輔息少男、(行輔)申任兵衛佐了、

十二月九日 内侍所御神楽也、内府二位中将等、為聽聞参入、

下官依風病不參、

十二月廿日 公家御佛名也、相伴内府、参内、初夜導師作法

之間、余依<sub>三</sub>所<sub>二</sub>勞<sub>一</sub>起<sub>レ</sub>座、候<sub>三</sub>御所<sub>二</sub>簾中<sub>一</sub>休息、  
事了退出、

十二月廿二日 今日参<sub>三</sub>内并八条院<sub>一</sub>、行輔<sub>二</sub>拜賀遣<sub>レ</sub>牛、

十二月一日、法成寺南京堅義に参入。兼実は所労更発により早退。

三日、天台堅義。兼実は所労により不参。五日、故女院忌日。九条懺

法結願。讃岐は先月廿八日から堂に宿泊。終了後良通と共に冷泉亭へ

帰宅。八日、故基輔息（行輔）を兵衛佐に任じる。九日、内侍所御神

楽。風病の兼実は不参。廿日、公家御佛名。良通は少し回復。兼実は

所労。廿二日、行輔の拜賀。

〔注〕

(1) 文治二年〜文治三年。地震四回発生。日照り。雷鳴。

文治二年（一一八六）一月廿二日（地震） 七月二日（祈雨）

七月廿四日（地震）

文治三年（一一八七）八月十八日（地震） 十月十二日（地震）

十一月十九日（雷）

(2) 「二条院讃岐の人生」―前半生を中心に―

『佛敎大学大学院紀要』三十八号、平成二十二年三月

「二条院讃岐の実人生」―後半生を中心に―

『佛敎大学大学院紀要』三十九号、平成二十三年三月

「二条院讃岐の实人生」(一)―後半生を中心に―

『佛敎大学大学院紀要』四〇号、平成二十四年三月

「二条院讃岐の实人生」(二)―後半生を中心に―

『佛敎大学大学院紀要』四十一号、平成二十五年三月

年表 『二条院讃岐の实人生』(四)

文治二年（一一八六）から文治三年（一一八七）まで。

(1) 文治二年（一一八六）四十五歳 十三年目。

体調不良の兼実は良通と讃岐を頼りに日々を過ごしている。

良通もまた体調不良により讃岐と兼実に頼っている。

讃岐を兼実家の北政所に据え、家経営を展開して行く。

二月十五日 慈圓の廿五三昧法要。兼実と共に讃岐も参入聴聞。

二月廿四日 九条小堂の修二月に讃岐と良通妻が同車で参入。

三月九日 明け方の讃岐の夢。十一、十二日之間に吉慶あり。

三月十六日 家宣旨は讃岐の母の喪中により延期となる。

兼実は摂政となり兵杖と牛を賜る。

\* 四月十九日〜四月廿六日 讃岐は南家にて兼実の介護に当たる。

四月廿八日 兼実に伴われて冷泉萬里小路家へ初めて渡る。

五月五日 女院御月忌。良通、良經とともに夕方九条堂へ向う。

六月十六日 供人、前駆、兼実の隨身も従えて、讃岐が車五台で

冷泉家へ渡居。

六月十八日 北政所家司、侍所別当を兼実が大藏卿宗頼に仰せる。

六月十九日 兼実家では藏人所、侍所、女房政所を分設する。

まず北政所始を行う。讃岐は北政所に就く。

六月廿九日 兼実、讃岐、姫君は一所の居住であり、南家に於いて

六月祓を行う。

七月二日 讃岐は従妹丹後を伴い、吉田、祇園等へ参詣。

七月七日 北政所に就任以後、初めての節供に着く。

八月四日 廣隆寺、行願寺、六角堂等へ讃岐が参詣。供侍三名。

八月五日 兼実と讃岐は九条堂での堂講演に参入し聴聞。

八月六日 家政所、藏人所、侍所、北政所の人事が行われた。

大藏卿宗頼朝臣は家政所と女房政所を奉行。

北政所家司五人。(資泰、範季、範光、兼親、国行)、

\*九月三日～九月五日 良通も兼実も所労でなす術もない。

讃岐は二人の介護に当たる。

九月九日 夜の節供は女房讃岐の采配で行われた。

兼実方は式部少輔範光。陪膳は業實朝臣。

北政所方は前馬助國行。陪膳は宗頼朝臣。

九月十三日 冷泉亭へ兼実より先に讃岐と良通が渡る。

十月五日 九条堂の堂供養に讃岐と良通も参入。

兼実と共に冷泉亭へ帰る。

十月廿日 良通に任大臣の宣旨があり、饗の準備に讃岐も共に

冷泉亭へ渡る。

十二月四日 讃岐は御饑法結願に参入。

(14)文治三年(一一八七)四十六歳 十四年目。

兼実は女院の御月忌法要と、御懺法法要を極力修している。

女院に対する讃岐の想いを汲み上げ、女院との繋がりを更に深めていく心配りであろう。

一月一日 兼実家の正月行事歯固の陪膳を讃岐が務めている。

一月十三日 氏長者之後初めての氏寺参賀。讃岐を始め女房等が

法成寺へ参る。

一月十四日 今日も兼実家の家女房出車三両、法成寺御堂へ参る。

二月十日 年初。讃岐と姫君が吉田、祇園等へ参詣。供侍四人。

二月十二日 春日祭、讃岐は始めて幣帛を捧げる。

二月十九日 九條堂遠忌に讃岐が参入。兼実と共に冷泉亭へ帰居。

二月廿五日 兼実家の尊勝陀羅尼。北政所を始め家中の男女に陀

羅尼を読ませる。

三月廿一日 夏節を遡るために、讃岐は内府と共に兼実に伴わ

れて九條へ向う。

四月十九日 方違先の九条堂へ兼実と良通を追って、讃岐と女房

達が参入。

\*四月廿日 重喪が過ぎたので讃岐に家宣旨が仰せ下された。

五月五日 故女院御月忌。終了後、冷泉亭にて節供が行われた。

三方節供(兼実・良通・女房・三方陪膳)。

女房節供。

六月廿九日 六月祓を修する。兼実、讃岐、姫君、一所に居住。

七月七日 三方節供を供する。兼実方。女房方。良通方。

七月廿八日 日野に参籠の良通を讃岐が見舞いに行く。

七月廿九日 晩になって讃岐が帰宅。供人は盛房と男共四五人。

八月七日 夜。九条堂へ讃岐は兼実と共に向う。明日より恒例

の念仏を始める。



八月十四日 念仏結願。即、讃岐と兼実と共に冷泉亭へ帰る。

八月廿日 明旦に宇縣へ出立する。讃岐は兼実、良通と共に九條堂廊へ向う。

八月廿八日 讃岐は最吉夢を見る。

九月九日 夜。三方節供を供する。資泰朝臣陪膳兼行。

九月十五日 夜に入り九條堂で懺法を始める。保延以来一七ヶ日

として毎年勤めている。良通と讃岐が参入。

讃岐は七ヶ日間、堂の周りを経廻る。

九月廿一日 明日、懺法結願。讃岐は十九日から堂に宿泊。

九月廿二日 懺法が結願。夜になって良通と讃岐は冷泉亭に帰来。

十月廿七日 兼実の小童が僧正を伴い南都に下向。讃岐は出立の儀に立合うために、日出以前に兼実と良通と共に、

九条堂へ出向く。

十一月八日 主上還幸のとき行幸賞が行われる。兼実は束帯を着

し両息を伴い参上。女房讃岐の叙、良経の正二位の

叙、御乳母の加級も、総て御忘却。

十一月十一日 春日祭。月の障りにより讃岐は幣を立てず。

十一月十五日 大原野へ神馬を立て、讃岐は川原より幣を立てる。

十一月廿三日 吉田祭。先に讃岐が奉幣する。(先有女房奉幣)

十一月廿八日 夜。九條堂で懺法が行われ、讃岐、女房等も参入。

今日より晦日まで堂を経廻る。

十二月卅日 姫君と良通女とを伴い一昨日から讃岐は堂に宿泊。

結願以後に帰宅。

十二月五日 故女院御忌日。九條懺法結願。讃岐は七日間九條堂に宿泊。讃岐と良通が冷泉亭へ帰来。

### おわりに

本稿では兼実家へ入った讃岐の十三年目から十四年目までの検証を行った。この間に兼実自身は氏長者となり摂政の地位に上った。長男良通も内大臣を拝命し、次男良経も二位中将に上り兼実家は安泰であった。兼実は家経営に着手し、文治二年(一一八六)六月に家政所、藏人所、侍所、女房政所の四所に分け、讃岐を先ず北政所に付けた。翌文治三年(一一八七)四月には讃岐を家宣旨に付け、内外ともに讃岐を秘書役として、姫君入内の布石を計った。また、兼実家として讃岐が養育し、後に二条院讃岐女を名乗る良通女も見えている。

俊成との交流は文治二年(一一八六)一月十六日に和歌一首の贈答と、年末に俊成が兼実家を訪れたのが見えているだけである。良通には左伝や催馬楽を修習させ、芸能力を維持するように配慮している。しかし、兼実と良通は常に体調不良であり、気を抜けない讃岐である。良通を労る讃岐の優しさは良通との間に温かい信頼関係をもたらしており、これによって兼実自身の体調不良もさることながら讃岐をより一層信頼し頼っていることが窺える。

兼実は女院の御月忌と御懺法の法要を欠かさず宮んでおり、女院に仕えた讃岐の想いを兼実は汲み取っているのであろう。讃岐は懺法結願には堂へ籠もり思索と信仰の時を過ごしている。文治四年成立の『千載和歌集』に一首見えている讃岐の新しい詠は、かつての讃岐の

詠歌とは別世界のもので、讃岐自身の胸の内を絞り出したものであろうと考えられる。

(いさ みちこ 文学研究科国文学専攻博士課程後期 満期退学)

(指導教員・黒田 彰 教授)

二〇一三年九月十二日受